

関係各位

### 工事完成後の「現場代理人」、「配置技術者」の常駐・専任等について

工事完成後、「現場代理人」、「配置技術者」（主任技術者、監理技術者）の常駐・専任については、「工事請負契約約款」、「建設業法」等に示されたとおりですが、具体的な運用については以下のように取扱いますので周知をよろしくお願いいたします。

#### 1．現場代理人の常駐義務

「現場代理人」の常駐義務は「工事履行届」に記載する履行日までとする。

ただし、検査当日は、現場にて本人が検査に立会う事とする。

履行日の翌日からは他の工事の「現場代理人」になることができる。

#### 2．主任技術者・監理技術者の専任義務

「主任技術者」及び「監理技術者」の専任義務は「工事履行届」に記載する履行日までとする。

ただし、検査当日は、現場にて本人が検査に立会う事とする。

履行日の翌日からは他の工事の「主任技術者」及び「監理技術者」になることができる。

#### 3．工事目的物の「引渡し」及び「管理」

「工事請負契約約款」第 3 2 条に記載のとおり、工事の完成を確認し、合格の検査結果を通知したとき（通常、検査日）をもって、工事目的物の「引渡し」を受けたものみなす。

従って、履行日の翌日から「引渡し」までの間の「管理」は受注者側において行われるものとする。

#### 4．現場代理人と主任技術者・監理技術者の配置等の注意点

現場代理人と主任技術者・監理技術者の配置等については、「工事請負契約約款」、「建設業法」等を遵守すること。（別紙のとおり）

現場代理人と主任技術者・監理技術者を配置する場合は、以下の事項にご注意ください。

現場代理人の配置（工事請負契約約款第11条）

工事ごとに現場代理人を配置しなければなりません。

現場代理人は複数の工事を兼務することはできません。（ただし、市が兼務を認めた場合を除く。）  
現場代理人は主任技術者・監理技術者と兼務することはできます。

主任技術者・監理技術者の配置（建設業法第26条）

建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合は、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場に主任技術者を配置しなければなりません。

また、請負金額によって「専任」などが必要になります。

請負金額が2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）の工事は、主任技術者を専任で配置しなければなりません。（例外を除き、他の工事と兼務することはできません。）  
また、下請総額が3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）になる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

現場代理人と主任技術者の兼務について

現場代理人と主任技術者の兼務については、以下にご注意ください。

主任技術者の兼務が認められている工事（土木一式2,500万円未満）の場合  
請負金額2,000万円（工事1）と請負金額1,500万円（工事2）にそれぞれ、A氏を主任技術者として兼務させる場合

	工事1	工事2	兼務の可否等
現場代理人	B氏	C氏	A氏は現場代理人になれません。
主任技術者	A氏	A氏	A氏は主任技術者の兼務ができます。

請負金額2,000万円（工事1）にA氏を現場代理人と主任技術者として兼務させる場合は、請負金額1,500万円（工事2）にA氏を配置できません。

	工事1	工事2	兼務の可否等
現場代理人	A氏	B氏	A氏は工事1以外の現場代理人と主任技術者にはなれません。
主任技術者	A氏	B氏又はC氏	

主任技術者の専任義務のある工事（土木一式2,500万円以上）の場合

- ・「主任技術者の専任が必要な工事」のため、工事1、工事2を含め他の工事の現場代理人と主任技術者のどちらにもなれません。
- ・上記、「主任技術者の専任が必要な工事」の現場代理人と兼務はできます。